

【月刊】

URL: [http://www7b.biglobe.ne.jp/~catch\\_peace2008/](http://www7b.biglobe.ne.jp/~catch_peace2008/)

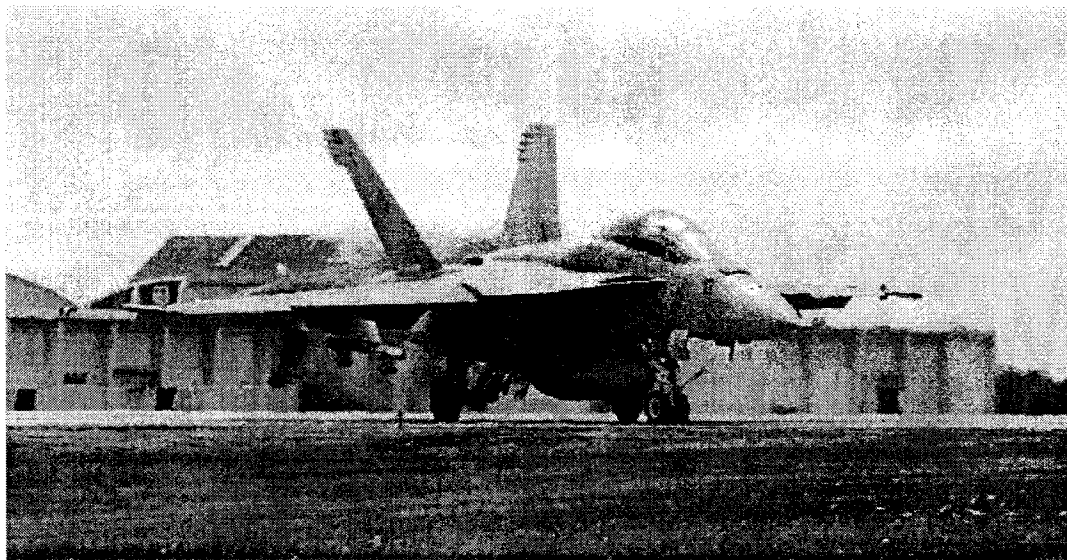
# キャッチピース

今月の一枚



No. 161

通巻 238 号  
2009/03/20



厚木の艦載機、沖縄で爆撃訓練  
(09/2/19、リムピース提供)

## この号の内容

- 自衛隊ソマリア派遣に抗議する  
「海上警備行動」でも、「新法」のない「海賊対処」への貢献は可能 … 田巻 一彦
- オキナワから トウキョウから 44 … 太田 武二
- オキナワの基地の一月 … 皆川みずる

編集発行人 ● 脱軍備ネットワーク・キャッチピース

● 維持会員 (月額) 個人 1口 1,000円 団体 1口 2,000円 ● 参加会員 (月額) 個人 1口 500円 団体 1口 1,000円

● 通信会員 (年額) 1口 3,000円

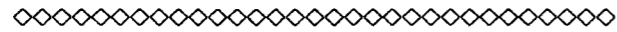
(会費には本誌購読料が含まれます)

# 自衛隊ソマリア派遣に抗議する

## 「海上警備行動」でも、

## 「新法」でもない「海賊対処」への貢献は可能

田 巻 一 彦 (キャッチピース/ピースデポ)



3月14日午後は、護衛艦「さざなみ」及び「さみだれ」が呉基地を出港していった。ソマリア沖での海賊対策としての民間船舶の警護に従事するのが目的である。13日には、浜田防衛相が「自衛隊行動命令」を発令した。国会での論戦もなく、「安全保障会議」と「閣議」のみで強行された自衛隊の海外派兵である。

### 脱法的自衛隊海外派兵

ソマリア沖で頻発する海賊行為を取り締まるために各国が軍艦を派遣する中で、政府が海上自衛隊に命令したのは自衛隊法第82条に基づく「海上警備行動」である。これまで「海上警備行動」が発令されたのは二度しかない。最初の事例は99年9月の能登半島沖不審船事件（「北朝鮮工作船による領海侵犯」と政府は説明）、二度目は04年12月の中国海軍原子力潜水艦の「領海侵犯」事件である。前者においては、威嚇射撃まで行われている。しかしこれらの事例が示すのは、第82条は飽くまでも日本の領海に対する侵犯である。この規定を拡大解釈しての遠くソマリア沖への自衛隊派遣は、「脱法行為」以外の何ものでもない。

この「法的根拠」が怪しげなものであることは政府も充分承知している。3月13日には、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」（以下「新法案」）が決定され、国会に即日国会に提出された。以下、「新法案」の条項を追いながら、自衛隊ソマリア派遣の問題点を検証しよう。

### 海賊対策は海上保安庁の仕事

国連海洋法条約第101条によれば、海賊行為とは、「公海」もしくは「いずれの国の管轄権にも属さない場所」にある船舶などに対して「私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行う全ての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為」のことである。この定義から明らかなように、「海賊」はあくまでも刑事犯であり警察的行為によって対処されるべきものである。海洋法条約第107条は海賊を取り締まることができるのは「軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されてい

ることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶又は航空機でそのための権限を与えられているもの」と定めており、軍艦や軍用機でなくとも「その権限が与えられているもの」であればよい。

昨年12月に採択された国連安保理決議海賊船及び武器を捕獲・押収するために「軍艦及び軍用航空機の派遣」を各国に要請した。この背景には、圧倒的多数の国々が海上における警察的行動を沿岸警備隊など軍の下部組織に置かれているという事情がある。だが日本はその点でまったく異なる事情に置かれており、後述するように、それが今回は「強み」となる可能性が大きいことを忘れてはならない。

### 新法も「海賊」は刑事犯と認識

新法案も基本的には「警察行動」を基本に作られている。すなわち、海賊行為への対処は「海上保安庁が必要な措置を実施する」（第5条）と定め、武器使用についても、①警察官職務執行法第7条の規定に基づくほか、②海賊行為を制止するために「他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるとき」に限って認められる（第6条）。

ところが、第7条で「自衛隊による海賊対処行動」が唐突に登場するのである。「特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て」、自衛隊に対処を命令する権限を防衛大臣に付与している。ここで重要なのは、第7条第1項の後段で（防衛大臣が海賊行為への対処を命じた場合には）自衛隊法第82条「海上警備行動」の規定は「適用しない」としていることである。海上自衛隊に発令された「自衛隊行動命令」に照らせば著しい自己矛盾である。新法成立の暁には有効性を失うことが予定される根拠にもとづいて自衛艦を派遣するとは、余りに杜撰かつ乱暴な論理である。

### 国会承認も期限もない自衛隊海外派遣

第7条が自衛隊派遣を国会承認事項としていないこともまた重大である。自衛隊への対処命令は首相承認案件であり、それさえ「急を要する場合」には、首相に「通知」すれば足りるとされる（2項）。この構造化された国会無視は08年1月に成立した「補給支援特措法」と共通するものだ。しかも、同特措法が自衛隊の活動地域を「インド洋」に限定した1年間の時限立法であるのに対して、新法案には活動地域の限定も時限も定められていない。その意味では、新法案は目的限定の「海外派遣恒久法案」である。

しかし、自衛隊が行くことは決して国際社会、とりわけソマリア周辺国の意向に応えるものではない。今年1月、ジブチで開かれた国際海事機関主催の「ソマリア周辺海域海賊対策地域会合」には周辺16か国及びソマリア暫定連邦政府が参加し、「行動指針」を採択した。しかし指針への署名国は半数の8か国にとどまっている。この背景には、外国軍艦の領海内プレゼンスが反政府勢力を刺激することへの各国政府の警戒心があるという興味深い分析がある（2月21日「東京新聞」）。

翻って、海上保安庁は国土交通省に所属し、「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない」（海上保安庁法第25条）という「軍民分離原則」の下に置かれている。上記のような現地感情を考慮すれば、自衛隊ではなく海上保安庁のプレゼンスがむしろ歓迎されるであろうことは容易に想像できる。

それでも「自衛隊」に固執するのは？

海賊対処が「警察的行動」であることを十分に承知しているはずの政府は、それでも「自衛隊でなければならない」理由を次のように説明している。第一に、「海上保安庁の巡視船を派遣することは、日本からの距離、海賊が所持する武器、有志連合軍の軍艦等が対応していること等を総合的に勘案すると、現状においては、困難であること」、第二には「海上保安庁が諸外国の海軍軍艦との連携行動の実績がないこと」である（前者は民主党平岡衆議院議員、後者は社民党辻元衆議院議員の質問趣意書への答弁）。

しかし、保安庁の遠洋活動能力に不安があるならば、「乗り物としては」護衛艦を使用するとしても、①指揮権を保安庁に与える、②搭載する火器を保安庁の巡視艇レベルの水準に改装するなどによって、「軍」ではなく「民」の活動であることの内外に明確にすることは可能である。

今回、自衛艦に搭乗して警察的行動に従事する保安庁職員は、1隻あたり5～6人とされている。これに対して自衛艦の乗員は1隻あたり約170人である。3月13日の「自衛隊行動命令」は、自衛隊と保安庁との関係を「協同」と表現しているが、二つの機関の状況判断が異なる場合については何もルール化されていない。警戒すべきなのは、人員数の上では「多勢に無勢」という関係の中で、海上保安庁の「軍民分離原則」がなし崩しにされ、軍の論理と倫理が現場を席卷することである。その結果の責任はすべて現場の責任とされるのであろうか？

このように、自衛艦や保安官をあたかも政治の「駒」のように扱う政府の姿勢は、現場で体を張る人々の人権を根本のところまで無視するものであり、厳しく批判されなければならないだろう。

新手の「対テロ戦争支援」？

マラッカ海峡における海賊被害の激減に貢献した ReCAAP（アジア海賊対策地域協力協定。06年発効）の実績を思い起こすべきだろう。この協定締結と実施には、日本政府が大きな役割を果たしたがそこには自衛隊のプレゼンスはない。すべてが海上保安庁の関与を中心にことは進んだ。だからこそ上手くいったのである。

しかし、政府はそのような選択肢を考えるつもりはないように見える。ここには、インド洋からアデン湾海域の同盟国軍艦のプレゼンスを増やして、アフガニスタンにおける「テロとの戦い」における負担を分散させたいという米国の願望が強く働いているに違いない。米国の顔色をみながら、「給油新法とは別口」の「対テロ戦争」をやろうという日本政府の真意が透けてみえる。

今、やるべきことは「さざなみ」と「さみだれ」を共に呼び戻した上で、「警察行動」を基本に、海賊対処策について抜本的かつ真剣に検討することである。間違ってもあってはならないのは、衆議院「再可決」で新法成立が強行されることだ。

（たまき かずひこ）

## 海賊行為の処罰及び

### 海賊行為への対処に関する法律案（抜粋）

2009年3月13日 安全保障会議決定

（海上保安庁による海賊行為への対処）

第5条 海賊行為への対処は、この法律、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）その他の法令の定めるところにより、海上保安庁がこれに必要な措置を実施するものとする。

2 前項の規定は、海上保安庁法第5条第十七号に規定する警察行政庁が関係法令の規定により海賊行為への対処に必要な措置を実施する権限を妨げるものと解してはならない。

第6条 海上保安官又は海上保安官補は、海上保安庁法第20条第1項において準用する警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第7条の規定により武器を使用する場合のほか、現に行われている第3条第3項の罪に当たる海賊行為（第2条第六号に係るものに限る。）の制止に当たり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。

（海賊対処行動）

第7条 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができる。この場合においては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の規定は、適用しない。

2 防衛大臣は、前項の承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、次に掲げる事項について定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときは、必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りる。

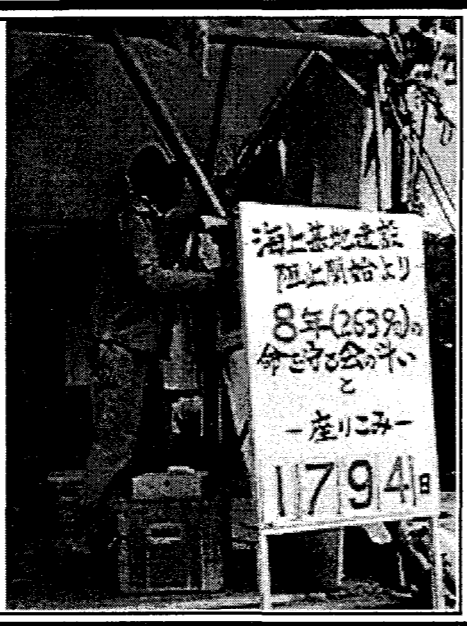
（以下略）

太田 武二  
(命どう宝ネットワーク)

44

# オキナワから トウキョウから

座り込み 1794 日 (09/3/17、辺野古浜通信より)



## 政治状況悪化の背景は

世界と日本経済の収縮、恐慌状態がより一層深刻になっている中で、日本の政治状況も急激に悪化しています。東京地検特捜部の露骨な小沢潰しがきっかけとなり、今現実に行進しているソマリヤへの自衛隊派兵が情報の表舞台から隠され、カンボの宿から郵政民営化や当時の小泉改革に巣食った巨大利権の闇も隠されています。要するに、今現実に行っていることは、単なる政治資金規正法違反事件ではなく、米国軍産複合体に直結している検察、司法権力の一種のクーデターだと言っても過言ではないと思います。というのは、この突然の政治危機をもたらしたのは、クリントン訪日から麻生とオバマ会談の直後、小沢代表の日米軍事再編に反対する主張「米軍の存在は、第7艦隊で十分」が直接の引き金となったことを大いに強調したいと思います。要するに、日米軍事再編にからむ金と軍事一体化をめぐる小沢はずしに他ならないということです。前号に書いた12月のジョセフ・ナイと民主党幹部の会合に小沢一郎氏だけがいなかったことは偶然ではなかったということです。

今後の推移によっては、この国は米国の属国として2020年までのアジア太平洋戦略のアーミテージ、ジョセフ・ナイ報告に沿って、戦争への道連れとなるのではないかと危機感を深めています。その米国防総省の「2020年予測」では、世界は食料と水資源を巡って核戦争の危機が高まると報告されているそうです。歴史的な大事件、とりわけ戦争が起こるときには、必ず引き金を引く出来事があり、それらのほとんどが、巧妙に計画され仕掛けられた謀略作戦だったことが米国政府の公式文書でも明らかになっています。

## オキナワに「やるっきゃない」ツアー

それが薩摩の琉球侵略から400年、明治政府による琉球国の武力併合、沖縄県設置から130年という節目の歴史的必然の深さなのだと思います。それだけに、私は勝負をかける一年だと確信し、「やるっきゃない」ということで、その序章として、今回沖縄に3月6日の夕方から8日の夕方まで48時間滞在して活動してきました。サンシンツアーと称した参加者は8人(3人は、座間キャンディーズで有名な女性たち)。

夕方那覇について、我如古より子さんと那良伊千鳥さんのお店で夜中まで民謡と泡盛を堪能した翌7日は、残念ながらの雨の中、8人のサンシン隊で嘉手納基地を車で一周。各ゲート前でのサンシン演奏をやりぬきました。各ゲートで歌う間に「沖縄へ返せ」の二番を「沖縄へ返せ 平和を！すべての軍事基地返せ！」に変えて歌いました。次の行動は、辺野古のテント村から高江についたのが5時を過ぎた雨の中、テントには誰もいなかったため、メインゲートで写真を撮って戻ることに変更したところ、座間キャンディーズの車がそのゲート前の側溝に前輪がはまってパンクするというアクシデントにも遭遇。結局無事に名護市内に入り、友人のヒージャー(山羊)料理を満喫し、最後はカラオケというコースでホテルへ。

最後の日は、恩納村の県民の森の入り口の5千坪を見てから、読谷村の金城先生宅へ。その絶好の立地条件にある5千坪を琉球独立平和村として創立し、村民共有運動を起こすに当たって、金城先生の100メートルのレリーフを独立平和村の村室として常設展示場を作ることを確認、出来れば初代村長就任をお願いしてきました。その村有地では、各種の平和コンサートや収穫祭を開催したり、辺野古の基地建設阻止闘争の合宿所、ヒージャーや島豚などの飼育、ゴーヤなどの野菜栽培、物産販売、オーガニックレストラン、その他独立平和村構想は膨らむばかりですが、ここから琉球諸島全域、日本本州からアイヌモシリ、そして世界中に既存の戦争政策にのめりこむ国家権力から独立した平和村が創設され、世界独立平和村連合を目指して行きたいという希望に胸を膨らませています。

そして、国民ではなく、村民を募集し「村民登録税、事業税(未定)」などの資金を集め、村民あげての独立平和村建設に辿り着くまでの行程を、例の日米軍事再編の2014年と真っ向から対抗する形で進めていきたいと思っています。その第一歩として来る3月30日に、現地

視察隊を組織して具体的な取り組みを始めたいと思っています。それも、前日の29日に行なわれる「400年を問う会」のシンポと激論会に参加して呼びかけをする予定です。更に首都圏からの企画としては6月20日から23日に、私たち団塊世代の定年退職組みに呼びかけて「シニアピースツアー」も予定しています。

## 辺野古の出会いから

実は、辺野古の座り込みに行ったときのこと。ワシントンから帰ってきていた安次富さんとスタッフの若者数名がテントの中において、雨模様の寒さの中炭火を囲むようにしていた中で、皆さんの了解を得て、サンシン演奏となり、「沖縄を返せ」を歌わせてもらいました。その後、気がついたら一人の青年が立っていて、スタッフの女性が「誰か英語をしゃべれる人はいないですか」というので、得意のブローケンでもよければということで、彼に話しかけて、予想もつかない驚きの事実を知ることになったのです。彼は、21歳のタイ人青年で、タイ国籍のまま米海兵隊員として3年間、キャンプハンセンに所属。一年間イラクに派遣されて戻ったばかりで、4日間の休暇になり一人で歩いてきたら、偶然テント村にきたとのこと。そして、この後の1年間任務が終了したら、奨学金でカルフォルニアの大学に入り、日本語を学んで大好きになった沖縄に戻って働きたいとのこと。その後、7ヶ月間はアフガニスタンへ行かなければならないし、両親がいないのとタイは今酷い状態で帰りたくないとのこと。その他色々質問をして初めて分ったことがありました。それは、海兵隊には、国籍が米国でなくてもなれるということ。なぜならば、米国人の殆どは、海兵隊を嫌って、陸軍や海空軍に志願するからだそうです。万年人手不足状態を解消するために、大学の奨学金を餌に国籍も関係無しに人集めが行なわれているとのこと。国籍と軍隊の関係を切り離しているというのは、多分日本では考えら

れないことでしょう。そして、彼が2年間沖縄で訓練をしてきた中で、高江のヘリパッドなどで問題になっている北部訓練場では、殆ど訓練をしないで、メキシコや本国の砂漠地帯で訓練をしたそうです。理由は簡単で、イラクの砂漠地帯での戦闘訓練には、沖縄の北部訓練所では役に立たないからということ。従って沖縄の海兵隊訓練は、イラクでもアフガンでもないジャングル戦闘や都市型戦闘を想定して続けられていることになるのです。まさに世界中のどこにでも真っ先に武力介入する部隊としての海兵隊ならではの訓練で、勿論日本の防衛とは全く関係がないということです。

そうした話の中で嬉しかったのは、彼がイラクの任務中に1人も殺さなかったと明言したことです。別れ際には、これからアフガンに行っても殺すことなく、殺されることなく戻ってくるようみんなて激励をしました。今になって考えれば、彼の爽やかな笑顔と一緒に写真に残して置けばよかったと思います。テント村での不思議な出会いと感動的な話、特にその青年のすっきりとした爽やかさが今も目に焼きついています。これから1年、海兵隊を無事に除隊して大学を4年間終えてから沖縄に戻ってこれるのが、ちょうど2014年という日米軍事再編の最終年というのも何かの縁だと思っています。それだけに必ず沖縄で再開できるように願っています。



辺野古浜のリボン (09/3/3、ちゅら海を守れ!より)

### 麻生のオキナワ視察が残したもの

この私たちのツアーとちょうど同じ7日、麻生首相は就任後初めて来沖し、駆け足の日帰り視察を行ないました。仲井真知事と面談したのですが、普天間の閉鎖と辺野古の新基地建設について早期解決を表明しつつ、具体的言及は避けたということです。会談後首相は、記者団に「地元の声に十分に配慮しつつ、在日米軍再編のロードマップに決められた段取りと、どう兼ねあわせるかが一番の問題だ」と述べたということです。また、糸満市の不発弾爆発事故についても、不発弾爆発事故で重傷を負った男性を豊見城市内の自宅に見舞ったのですが、結局具体的な対策は「検討する」と述べただけでした。

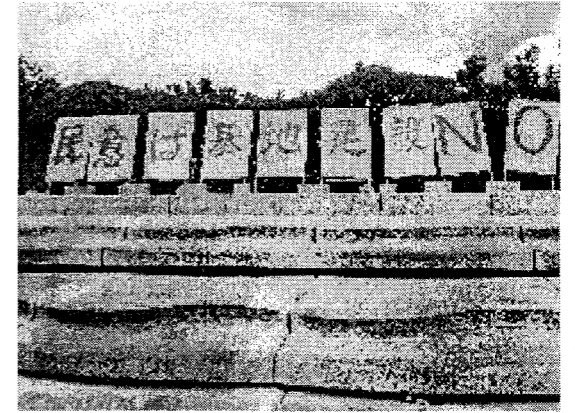
そして、自民党の地方遊説の一環として、那覇市内で開かれた同県連女性局の会合で講演。県建設業協会や県医師会、県歯科医師会などの職域団体、大学院大学の開学を目指す沖縄科学技術研究基盤整備機構のシドニー・ブレンナー理事長らと意見交換。また、離島で活躍する若者らと交流という具合に忙しく動き回ったのですが、街頭演説を行わず、普天間飛行場や辺野古などの視察も行わず、ほとんどをホテル内で過ごすという「密室」遊説。平和団体は「問題を直視しない沖縄軽視の行動だ」、市民からは「何しに来たの」と厳しい批判の声もあがっていました。

沖縄平和市民連絡会は朝の10時から、県庁前広場で抗議集会を開き、米国と結んだ米海兵隊のグアム移転協定の撤回を求め、「県民の意思を無視する麻生政権を糾弾しよう」と呼びかけたということです。そこで当山栄事務局長は「基地も見ず、騒音も聞かない。県民の苦悩を歯牙にもかけないという態度であり、首相は沖縄をあまりに軽視している」と怒りを表明していました。

### 反基地世界会議の出会い

辺野古で会った安次富さんたちは、2月27日から3月2日までワシントンで開かれた「帝国抜きの安全保障：外国軍事基地に関する全国会議」に参加してきました。米国内で平和と正義のために活動し続けている諸団体が、「外国米軍基地の撤去、縮小と基地汚染除去」などを効果的に取り組むに組織間の連携構築を目指した会議で、アメリカ各地、ハワイ、グアム、韓国、チェコ、日本、ドイツ、イタリア、オランダ、沖縄などから参加者が集まりました。一昨年3月に開催された史上初の世界反基地エクアドル会議の成功を受けて、オバマ新大統領への具体的改善提案につながればということで、平和市民連絡会から5名が代表派遣されたのです。

若者を代表する親川さんからは、何回かメールの報告が送られてきて、ワシントンでの代表団の活躍ぶりが伝わってきました。「ここで我々が岡田ヤスコさん+中村ゼンコウさんの登場で、三線の音色に載せた歌が贈られました。しっとりとした緊張感を伴った高音で参加者の心をつかんだあと、耕子さんがうちなーぐちでスピーチをしました。それから安次富さんがジュゴンの海について説明し、海から汲んできた水を捧げました。儀式の間中、ポリスに綱を引かれた美しいジャーマンシェパードが、何度もあくびをしたり、寝そべったり、足で耳をかいたり、眼を閉じたりして、ポリスに何度も何度も怒られていました。一方で、ビルディングの屋上の端では、スナイパーらしき人物が、私たちが狙っていました。私たちが威嚇するに値しないと判断するだけじゃなく、私たちからピースのオーラを感じ取りうっとりする犬、平和を恐れ、銃を握り、思考を止め強者に従うことで安全が守られると錯覚するポリスたち、対照的でものすごく分かりやすかったです。」というオープニングの儀式から各国参加者のスピーチが報告されてきました。



(09/3/15、ジュゴンの家より)

### 嘉手納基地の動き

その会議でも報告された嘉手納基地の現状が、ここに来て朝鮮民主主義共和国の衛星・ミサイル打ち上げの動きに対応して、偵察機能を持つ特殊な米軍機が次々と飛来しています。3月にはかつて米軍が2機しか保有しない赤外線カメラでミサイル発射や軌跡を探知する電子偵察機RC135U(コンバットセント)が、米国ネブラスカ州オフアット空軍基地から飛来。既に2月中旬からは同様の機能で米軍が3機保有する電子偵察機RC135S(コブラボール)2機が待機し、8日夕には上空から地上を撮影するU2高度偵察機1機が4年ぶりに米国カリフォルニア州ビール空軍基地から飛来したのです。

更に、嘉手納基地には米空軍最新鋭のステルス戦闘機F22が4月まで配備されているのですが、米原子力空母ジョージ・ワシントンの艦載機のFA18戦闘攻撃機8機が16日から飛来。13日には更に4機も加わり12機など外来機の飛来が相次ぎ、騒音が激化しています。

具体的には、嘉手納町が設置している騒音測定器で、25日は272回の騒音発生回数(70デシベル以上)を記録。24日に続き、2008年度最多の騒音発生回数となりました。結局、23日から25日まで、連日200回を超える騒音発生回数を記録。F15の訓練移転による「負担軽減」どころか、外来機の訓練によりますます騒音が増大しているのが実情なのです。

実際、私たちが7日の土曜日に嘉手納基地の第3ゲートでサンシン演奏をしている時にF15が5機相次いで離陸して行ったのですが、滑走路のコースから離れていても、その轟音の凄さを感じました。それは耳で感じるというよりも身体全体の中まで突き動かされる感じなのです。それが平日の朝どころか、未明から一日中続くことが60年以上も続いていることを思うと申し訳ない気持ちと許せない怒りで体中が一杯になってしまいました。

### 「新嘉手納爆音訴訟」で勝利したが

そうした怒りをもって闘い続けてきた嘉手納基地周辺住民5540人が、米軍機の早朝、夜間の飛行差し止めと、騒音被害に対する損害賠償を国に求めてきた「新嘉手納爆音訴訟」の控訴審判決が2月27日、福岡高裁那覇支部でありました。河辺裁判長は、総額約28億円（対象原告3881人）の支払いを命じた1審・那覇地裁沖縄支部判決を変更し、原告5519人を対象に、総額約



やんばるの森のシマイズセンリョウ  
(09/2/27、北組のジュゴン調査チーム・ザンから)

56億2692万円の賠償を命じる判決を下しました。しかし、飛行差し止め請求と将来の損害賠償請求などは退けた判決に、近くの公園で集会を開いていた約300人の原告住民と関係者の中には、成果をたたえ合う拍手と、ため息まじりのどよめきが交錯していました。「爆音のたびに夜、目が覚めて眠れなくなる」「年寄りには本当につらい。健康被害がないなんて、あり得ない。お金じゃなくて、暮らしを守る判決がほしかった」「判決は前進。これをきっかけに、普通の生活を取り戻す訴えを広げたい」「司法で勝ったことはうれしいが、本当は何も解決し

ていない」「爆音も不発弾も米兵犯罪もすべて、沖縄が日米から押しつけられた問題。解決に向け、自分ができるところをやりたい」「今日もあしたも私たちの家の上を飛行機が飛び続ける。苦しみはいつまで続くのか」など複雑な言葉、怒り、深いため息が交錯するばかりでした。

日米両政府は、その判決をあざ笑うかのように、この9日、嘉手納基地に一時配備されている米空軍の最新鋭ステルス戦闘機F22A ラプターと航空自衛隊のF15戦闘機が13日から19日までの7日間、沖縄本島周辺の訓練空域で日米共同訓練を実施すると発表したのです。日米双方の戦術技量と日米共同対処能力の向上が目的といい、F22と空自戦闘機の共同訓練は3度目になります。

F22と空自の訓練は2007年4月、沖縄周辺空域で行ったのが初めてでした。そして今年2月には、グアムのアンダーセン米空軍基地を拠点に、第8航空団（福岡・築城基地）のF2戦闘機や警戒航空隊（青森・三沢基地）のE2C早期警戒機が3

日間の共同訓練を行っていたのです。

これまで何度も日米合同軍事演習の実態を報告してきましたが、今年に入ってからの動きは、日米一体の臨戦態勢を窺わせるほど激しさを増しているという印象を拭えないのです。

というのは、同じ9日に米海軍の艦船2隻が、民間港湾施設の石垣港に4月に入港するという通告があったというのです。この間、米艦船の民間港湾入港が全国的に強行されている中で、とりわけ琉球諸島における「島嶼侵攻防衛」という名目の訓練が「ヤマサクラ」と「キーンエッジ」という作戦名で実施されてきました。「武

装兵に占領された離島にゴムボートで進入する訓練」、「海外での非戦闘員退避作戦」や「ミサイル防衛」、「兵たん支援、諜報作戦、海上阻止作戦」などの訓練が毎年繰り返され規模が拡大しているのです。

しかも、2014年に向かう日米軍事再編の中では、日米の軍事一体化を進めることを強調し、「日米統合司令部」となる「共同統合調整センター」の横田基地への設置が明記され、既に昨年2月の演習では、この日米合意を先取りし、同センターが設けられていたということでした。

そして、自衛隊では昨年3月、陸・海・空の各自衛隊の作戦運用を一元化するため、統合幕僚監部が新設されました。陸・海・空・海兵の四軍が統合されている米軍との共同作戦を円滑に行うことが目的で、既に統合幕僚監部が新設されて初めての「キーン・エッジ」訓練が実施されたということです。

### 世論操作に対抗し

そして、いよいよ共和国の衛星・ミサイルの発射が4月4日ごろにも行なわれそうだという情報が流されています。そして日米両政府が口裏を合わせて、国連安保理の重大な違反行為として制裁を強行すると脅しをかけています。まるで一本の衛星・ミサイルが日本全土を恐怖のどん底に追い込むかのような世論操作が広がっています。

その一例が、何と神奈川県が、職員や県立高校教員らに、県内にミサイルが着弾した場合、夜間や休日でも全員職場に参集するよう要請していたことが分かったのです。県安全防災局危機管理対策課が2月26日日付で、「北朝鮮のミサイル発射への対応体制について」と題する通知を県の各部署に出し、職員らに職場などで伝えたということです。そして、日の丸君が代強制で個人情報保護条例に違反しても居直り続けている県教育局が各学校に送った文書では、北

朝鮮によるミサイル発射の可能性が報道されている点を指摘。「万が一、県内にミサイルが着弾した場合、夜間・休日を含めて全職員が参集することとなる」と危機管理体制の再確認を求めています。また念の入ったことには「他の都道府県に着弾した場合は別途、安全防災局から指示がある」というのです。

通知について、危機管理対策課は「地震などの自然災害時にも全員参集はお願いしている。北朝鮮のミサイルについては最近、報道が多く、切迫性が出てきたと判断した」と話しているそうです。

これは関東大震災時の朝鮮人虐殺につながる扇動に等しい流言飛語の類ではないでしょうか。それも行政が職員、教員を非常待機の支持を出すと言うことは、「国民保護法、条例」などの発動ともいえるもので、まさに有事体制の訓練に他ならないと思います。

冒頭に書いた、一種のクーデター状態に政治状況が置かれていることと併せてみるときに、1928年に始まった世界恐慌が日本も含めた世界を戦争状況に追い込んでいったという歴史を今日に照らし合わせて見る必要があるのではないのでしょうか。

文字通りの正念場です。余りにも多くの悪事が重なりすぎて、個別にばらばらな印象を持つかも知れません。しかし、それらがすべて戦争と破壊につながっているのでは、と疑ってみると全体がつながって一本の戦争への道が見えてくるものです。それだからこそ、私たちの仲間作り、平和の拠点造りが急がれるし、今活動している個人、労働組合、民主団体、政党の真の団結が求められていると思います。

(おおた たけじ)

# オキナワの基地のーヶ月

09.2.11 ~ 09.3.20



飛行再開した F15 戦闘機 (嘉手納、08.01.15、リムピース提供)

皆川みずる

## ● 2月11日

金武町伊芸被弾事件で、在沖米海兵隊報道部は11日、昨年12月13日と21日に発見された銃弾2発について、独自調査の分析を踏まえ「海兵隊の訓練とは直接的な関係がない」との結論を下し、実弾訓練は中止せずこれまで通り継続すると発表した。実弾射撃では安全措置を順守していたことを理由とした。

## ● 2月12日

米軍キャンプ・ハンセン内のレンジ4に10日、航空自衛隊の輸送ヘリが2度離着陸した問題で12日午後、空自第83航空隊副指令の渡邊和博一等空佐など空自幹部と沖縄防衛局職員6人が町と区を訪れ、それぞれ謝罪した。終了後、報道陣の質問に答えた渡邊1等空佐は「今後は事前に地元には知らせるなど、必要に応じて配慮する。ほかの輸送手段を検討するが、研修でヘリを使用する場合は事前に連絡する」と語り、今後もヘリによる離着陸の可能性を示唆した。伊芸区の池原政文区長は「自衛隊のヘリが住宅地上空を飛び、レンジ4に降り立った。その事実から見れば共同訓練としか思えず、住民を不安に陥れた」と強く抗議した。「レンジ4は都市型戦闘訓練施設に対して住民の反対運動が起きた場所。そこへの着陸は住民感情を逆なでしている。被弾事件が解決していない中、もっと配慮してもらいたい」と求めた。空自側は「住民に不安を与えたことをおわびする」と答えた。儀武剛町長も「この情勢の中、配慮に欠けている」と遺憾の意を伝え、「今回の目的は研修なのか訓練なのかはっきりしてもらいたい」と回答を求めた。

伊波洋一宜野湾市長は12日、記者会見を開き、第3次普天間飛行場返還アクションプログラム(AP)を発表した。伊波市長は「2010年中に普天間飛行場のヘリ部隊をグアムに移転するよう日米両政府に求める」と述べ、ヘリ部隊の早期移転で事実上、同飛行場を閉鎖状態とし、普天間の危険性除去を目指す方針を示した。オバマ政権に普天間問題の解決を要請するため7月にも訪米する予定を明らかにした。10年中のヘリ部隊移転については、1日米に訪米した中曽根弘文外相に初めて要請した。伊波市長は「米国は、グアム移転の経費を09年から予算化しており、普天間の海兵隊のほとんどがグアムに移るのは明らか。より早い閉鎖・返還に向け、日米に働き掛ける」と述べた。訪米費として新年度予算に約580万円を計上する。第3次APでは、普天間飛行場の安全基準違反や普天間爆音訴訟で認められた設置の瑕疵(かし)を指摘し、人権的観点も含め国際機関や司法に訴えることを検討することを新たに盛り込んだ。

## ● 2月13日

漢那政弘県土木建築部長らは13日、北中城村のキャンプ瑞慶覧を訪れ、米軍発注の建設工事について県内建設業への優先発注や、建築資材などの県産品使用を求める要請文を在日米軍沖縄地域調整官のリチャード・ジルマー中将あてに提出した。県が米軍側に優先発注の要請を直接行うのは初めて。漢那部長によると、ケビン・ビショップ陸軍大佐が対応し「要請の趣旨は理解している」と述べた上で「米軍内の(入札)基準の範囲内でできることをしていきたい」と述べた。米軍は、県と米軍の担当者間との勉強会の開催を提案。県は、年度内にも開催を検討している。

## ● 2月19日

宜野湾市の伊波洋一市長は19日午前、嘉手納町の沖縄防衛局を訪れ、北谷町のキャンプ桑江からキャンプ瑞慶覧宜野湾市側に移設予定の海軍病院の移設見直しを求めた。

伊波市長は、移設予定地で現在、文化財発掘調査が進められ、貴重な文化財が確認されているとして「旧集落にこういう施設を造ることは間違っている」と指摘した。在日米軍再編協議で海兵隊員約8000人のグアム移転が決まっているにもかかわらず、新たな海軍病院を建設することは見直すべきだと強調した。これに対し、沖縄防衛局の坂野祥一次長は文化財について「文化財保護法の手続きに基づき作業を進めている。貴重な文化財については最大限配慮し適切に進めていく」との考えを示した。また「移設先の見直しはなかなかできないことを理解してほしい」とし、SACO最終報告で決まったキャンプ桑江の返還条件として移設作業を進め、今後工事に順次着手していく考えを示した。このほか、伊波市長は普天間飛行場についても、墜落の危険性が放置されていることから早期返還をあらためて求めた。

## ● 2月23日

嘉手納基地で、米原子力空母ジョージ・ワシントンの艦載機のFA18戦闘攻撃機や、弾道ミサイル観測機など外来機の飛来が相次ぎ、騒音が激化している。飛来は16日の週から始まり、FA18は1時12機にも上り、23日時点で8機が訓練を続けている。FA18はF15戦闘機などと比べても騒音が激しい。23日は那覇市内でも騒音苦情が寄せられるなど、外来機の飛来による騒音被害の影響が嘉手納基地周辺以外にも及んでいる。

北朝鮮の長距離弾道ミサイルの発射準備を受け、米空軍が3機所有する弾道ミサイル観測機RC135S型(コブラボール)の2機が13日から嘉手納基地に展開。同基地への米軍機飛来に詳しい関係者によると、2機が飛来するのは極めてまれだという。19日には航空機騒音規制措置の時間外に当たる午前3時半ごろに未明離陸した。

## ● 2月24日

県は24日までに、うるま市のホワイトビーチに米軍の原子力潜水艦の寄港が急増していることに関連し、同市内での原子力艦事故を想定した防災訓練に2009年度から取り組む方針を固めた。同日の県議会一般質問で仲井真弘多知事は「来年度に国やうるま市、関係機関などと連携した図上訓練を実施したい」と述べた。自然災害を想定した県総合防災訓練を年に一度実施しているが、原子力災害に備えた訓練は県として初めて。実動訓練について上原昭知事公室長は「図上訓練で得られた課題等について整理検証した上で、あらためて検討していきたい」と述べた。県防災危機管理課は図上訓練の段階では米軍の参加は想定していないという。

## ● 2月25日

嘉手納町が同町屋良に設置している騒音測定器で、25日は272回の騒音発生回数(70デシベル以上)を記録した。24日に続き、2008年度最多の騒音発生回数となった。25日午後1時58分には、本年度最高の106.7デシベルを記録している。23日から、嘉手納基地所属のF15戦闘機5機が航空自衛隊新田原基地(宮崎県)に訓練移転している。しかし、23日から25日まで、連日200回を超える騒音発生回

数を記録。外来機の訓練によりますます騒音が増大している。今月に入り、土日を除くすべての平日（18日間）で2006年度1日平均の109回を超える騒音回数を計測している。

●2月26日

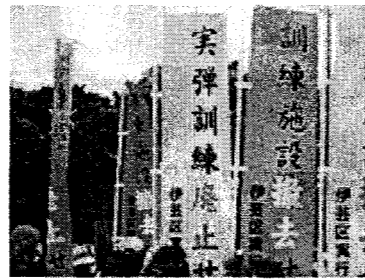
嘉手納基地に一時配備されているF22戦闘機に加え、厚木基地から飛来し、騒音激化を助長しているFA18戦闘攻撃機の訓練動向に異変が生じている。従来の沖縄本島西方沖の射爆場でなく、東方沖の射爆場への利用が目立っている。米原子力空母ジョージ・ワシントン艦載機のFA18は、戦闘機同士の空対空訓練や地上への攻撃訓練の対地訓練を行い例年、年明けの今の時期に對地訓練を実施する。昨年は、グアムで行った對地実弾射撃訓練を今年は沖縄で実施。米軍再編計画に基づき、厚木基地のFA18は2014年までに、岩国基地に移駐することが合意されている。沖縄本島周辺の西側には、米空軍管理の鳥島射爆撃場と久米島射爆撃場、出砂島射爆撃場、東側は米海軍管理の沖大東島射爆撃場がある。FA18は東方に行く場合は沖大東島射爆撃場で模擬弾を投下しているとみられる。

●2月27日

嘉手納基地の周辺5市町村の住民5540人が国を相手に、米軍機の夜間の飛行差し止めや将来、過去の損害賠償を求めた新嘉手納騒音訴訟の控訴審判決が27日午後、福岡高裁那覇支部（河辺義典裁判長）で言い渡された。河辺裁判長は支配の及ばない第三者の行為として、1審と同じく差し止め請求を棄却した。騒音による権利侵害の範囲については変更し、1審で狭められた救済枠は、旧訴訟2審と同じW値（うるささ指数）75以上の区域の違法性が認められるまで引き戻されたが、健康被害の認定では1審と同じく爆音と身体的被害の因果関係を否定した。

1審の那覇地裁沖縄支部は旧訴訟で受忍限度を超える権利侵害があると認められたW値75、80区域の騒音は軽減傾向にあるとし救済範囲を狭めたが、高裁は騒音の軽減はなくW値75以上区域の住民が受忍限度を超えた騒音で精神的苦痛を受けていると判断、賠償の対象とした。ただしW値75区域のうち、読谷村座喜味以北に居住していた21人については賠償請求を退けた。損害賠償は過去分についてのみ認定し、被告国側に総額56億2692万6096円の支払いを命じた。航空機騒音訴訟で過去最高。原告側は県が作成した「航空機騒音による健康影響調査報告書」を基に、原告12人が騒音性聴力損失と診断されているなどと、爆音の深刻な違法性を主張していたが、控訴審判決は1審を踏襲し、爆音による健康被害の訴えを退けた。一方、国側は基地周辺の騒音は軽減しているとして、受忍限度を超える違法な権利侵害はないと主張。住民は騒音被害を認識しながら基地周辺に転居したとする「危険への接近」論などを強調し、免責や減額を求めた。判決は「危険への接近」論について、原告1人を除き適用を退けた。1審判決は米国を相手にした対米訴訟についても「外国国家の主権的行為については、民事裁判権は免除される」として原告の訴えを却下した。

判決で飛行差し止めが認められなかった嘉手納基地の航空機騒音は、米軍再編で掲げた「負担軽減」の訓練移転とは裏腹に、それを上回る県外からの外来機の飛来や未明離陸の強行などで負担感は増加しているのが実態だ。逆に訓練移転で米軍側には、航空自衛隊との共同訓練の機会増ともなっている。嘉手納町基地涉外課の調べでは、訓練移転が始まって県外に移転したF15は延べ35機なのに対し、同時期に嘉手納基地に飛来した外来機は少なくとも137機以上で4倍に上っている。外来機の所属を見ると、国内では米空軍三沢基地や米海兵隊岩国基地、米海軍厚木基地から飛来しており、国外では韓国のクンサン米空軍基地や米本国のアラスカ州、テキサス州などさまざまな空軍基地から飛んできている。外来機は沖縄本島周辺の射爆撃場での実弾訓練も実施している。



伊芸区民総決起大会  
(09/3/1、ちゅら海を守れ！から)

●3月1日

金武町伊芸被弾事件を受けた「米軍演習被弾事件を糾弾する区民総決起大会」（同大会実行委員会主催）が1日、同町の伊芸区グラウンドで開かれ、区民や支援者ら約400人（主催者発表）が集まり、青年会や老人クラブ、子ども会の代表が、常に流弾の危険にさらされている伊芸区の危険性を訴えた。大会では、すべての実弾訓練の即時廃止や、実弾訓練場の即時撤去などを求める大会決議と、事件の早期解明や日米地位協定の抜本的見直しを求めることなどを掲げた4つのスローガンを採択した。大会実行委員長の伊芸区の池原政文区長は「米軍再編の名の下に、基地の縮小・負担軽減を図ると日米政府は言うが、都市型戦闘訓練施設など訓練施設が増強され、訓練も激化している」と述べた。

儀武剛金武町長は「安全保障の中でわれわれ伊芸区民や金武町民、県民、日本国民を守れずにどこを守るのか」と日米政府の姿勢を糾弾した。住民の代表は「一致団結して平和で安全な伊芸区を取り戻そう」「子どもたちが安心して、元気で活動できる環境を取り戻そう」と訴えた。

●3月6日

普天間飛行場で3日、北側のホットピットタンクでジェット燃料800ガロン（約3024リットル）が漏れたことが6日、分かった。沖縄防衛局によると、燃料貯蔵所からタンクへ燃料を補給した際、計測器の誤作動で燃料が補てんされたことを示さなかったという。対応班が排水路を吸引し、汚染を改善する中和剤を散布し、70ガロンは回収したという。基地外への流出はないとしている。通報を受け県は5日、安全確保と原因究明、流出燃料の処理、速やかな通報の徹底を沖縄防衛局と米海兵隊に申し入れた。また、県環境保全課が基地外の水を採取し、調査を実施しているが、今のところ異状は確認されていないという。宜野湾市は6日、立ち入り調査などを求めて米軍に抗議書を送った。

●3月13日

石垣市（大浜長照市長）は13日、米海軍が海上保安庁を通じて市に通知していた掃海艦2隻の4月1～3日の石垣港寄港計画について「同意できない」と文書で回答、市の担当者が石垣海上保安部（徳永重典部長）に提出した。

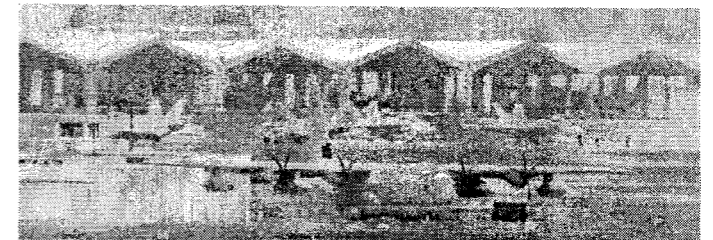
回答文では「接岸可能な岸壁はクルーズ船と貨物船の入港が決まっている」「市が非核平和都市宣言や平和港湾宣言を行っている」ことなど4つの理由を説明している。「寄港目的の親善・友好交流は市民感情に配慮を欠いた一方的な押し付け」「周辺地域の軍事的緊張を高めることにほかならず、本市が進める平和国際交流と著しく反する」と米軍の意向を非難している。

●3月16日

沖縄防衛局は16日までに、米軍普天間飛行場代替施設建設予定地の名護市辺野古沖で実施していた環境影響評価（アセスメント）の四季を通じた年間調査を終えた。

2008年3月14日に方法書書き直しの知事意見を受けて、防衛省が再修正した方法書確定版の提出から丸1年が経過した。同局は調査結果を踏まえ、準備書の作成に取り掛かる。調査結果は、27日開催予定の国、県の実務担当者らでつくる「環境アセス・建設計画」作業班（ワーキングチーム）で県に報告する。防衛局の方法書に対し、県意見ではジュゴンの生態を考え、複数年の調査を求めていたが、防衛局は1年で調査を終えた。

(みながわ みずゑ)

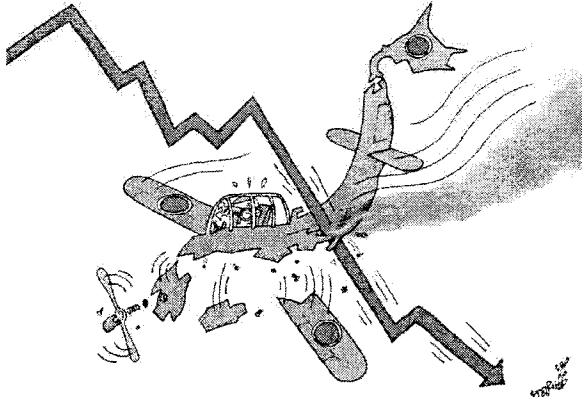


嘉手納基地のスーパーホーネットの群れ  
(09/2/16、リムピースより)

株価急降下と世界同時不況

日本経済も空中分解すんで

アメリカ中心のグローバリズムと  
新自由主義の破綻



編集室から

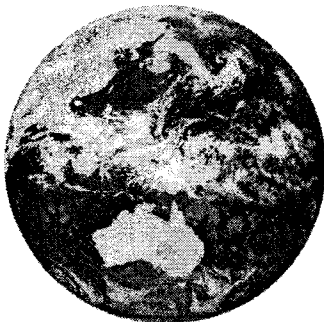
◎官から民へといいながら、経済格差の拡大。

環境立国といいながら、高速道路料金1000円になって自動車あふれ、二酸化炭素増加。

米軍再編で沖縄の負担軽減といいながら、全国の戦闘機が沖縄米軍基地に集合。

ほらやっぱり、とってはいけないと自分にいいかせます。

Global Vision !



会計報告 (09.01.08 ~ 09.03.20)

【収入】

1	先月からの繰越	215,148
2	当期の収入	12,000
	(1)会費収入	0
	①維持団体	0
	②維持個人	0
	③参加団体	0
	④参加個人	0
	⑤通信会員	12,000
	(2)カンパ収入	0
	(3)運動収入	0
	(4)預金利子・資料収入	0

【支出】

3	当期の支出	32,002
	(1)郵送費	26,900
	(2)文具・備品	2,902
	(3)振込手数料	80
	(4)分担金	0
	(5)ロッカー代	0
	(6)雑費・備品	2,120

【残高】

4	次月への繰越	195,146
---	--------	---------

月刊「キャッチピース」発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●キャッチピース編集委員会  
連絡先連絡先●232-0065 横浜市港北区高田高田東 3-38-15 田巻一彦方 電話・fax ●045-531-1341e-Mail ●QZT04441@nifty.com  
郵便振替口座●00160-7-136148「キャッチピース」定価●100円(通信会員年間3,000円)